

**応急仮設住宅**は、災害救助法にもとづいて都道府県が実施主体になり、管理を委託された市町村が入居の受付や調整を行う。

■ **仮設住宅の建設状況**

タイプは、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅(みなし仮設)、そのほか、公営住宅が転用されることもある。また、建設型応急住宅には、プレハブ式[写真1]と移動式\*<sup>1</sup>があり、比較的新しい木造型のものがある\*<sup>2</sup>。

木造型のは熊本地震(2016年)の応急仮設住宅として採用されたもので、鉄筋コンクリートの基礎などにより、応急仮設住宅として利用後も、市町の公的住宅等として転用可能である。実際、熊本地震のときは応急仮設住宅4,303戸のうち683戸(16.9%)が木造型で建設され、木造型31団地中18団地が恒久的な住宅として利用された\*<sup>3</sup>。

[表1]に石川県における建設型応急住宅の建設状況を示している。9市町164地区で6,642戸が建設され、そのうち、5,037戸(75.8%)が建設完了している。また、木造型は1,556戸が建設され、全体の23.4%を占め、熊本より割合が増えている。ただし、いずれの仮設住宅も2年間の利用を前提とした住まいであるため、広さは1~2人用(20㎡)、2~3人用(30㎡)、4人以上(40㎡)と狭小であり、間取りは共通で、それらを組み合わせて建設されている。

■ **木造型による住まいの復興**

木造型はプレハブ式より居住性に優れている。なによりも木材を用いていることから、プレハブ式の無機質な外観と異なり、風合いや手ざわりが良く、住人に住まいとしての落ち着きを与えられる。木材を用い

ることから、環境に貢献し、地元産木材であれば地元産業の振興にもつながる。また、木造式は、応急仮設住宅としての利用2年間後、市町の公的住宅などとしての利用が予定されているため、住まいの復興に果たす役割が考えられる。

今回、木造型は、輪島市17地区1,102戸、珠洲市11地区265戸、志賀町4地区158戸、穴水町2地区33戸において建設されている。写真2は、輪島市の三井町第2団地の木造型で68戸が建設された。右側の建物は集会場である。

能登半島地震  
現地からの報告6  
住まいの復興を考える

川上光彦  
かわかみみつひこ  
金沢大学名誉教授

確かに、従来型のプレハブ式よりは既存の木造下見板張りの建物の近くにあっても違和感は少なく馴染みやすい[写真3]。そのため、すべての応急仮設住宅を木造型にしてもよいと思われるが、木造型の供給量に限界があること、建設期間がプレハブ式よりも木造型の方が長い期間を要することが課題になっている。また、2年間以上の利用が前提になることから、建設する土地についてもそれを前提とした検討が必要である。

[図1]は、地震発生から着工までに要した日数である。確かに従来型の着工が早く、最も多いのは「40日以上60日未満」の34地区で、木造式は「80日以上100日未満」(26%)である。土地さえ準備できれば、もっと木造式を多く建設することが可能であると思われる。

また、建設が完了していない地区は、従来型130地区のうち22地区、16.9%であるが、木造型の場合、34地区のうち24地区、70.6%と大きくなっている。さらに、建設完了までに要した時間は、[図2]に示すように、従来型がやはり短く、最も多いのは「50日以上60日未満」31地区、23.8%であり、平均では52.8日である。建設完了したもののみであるが、木造型の場合、平均建設日数は87.3日である。

すなわち、木造型のための土地について早期の準備が可能であれば、もっと多くの応急仮設住宅を木造式にしてもよいと思われる。



[写真1] 応急仮設住宅(プレハブ式、穴水町)



[写真2] 木造型(輪島市三井町第1団地)

ただし、復興のための住まいとして考えると、木造式については、以下の2点について検討、課題克服が必要である。

- ・木造式は災害時の緊急的施策として災害救助法の枠組みで供給されるものである。それには、床面積、建設コストについての基準がある<sup>❖3</sup>。実際には柔軟に運用されて来ているとは言え、限界がある。新たな基準等を策定し、2年間の仮設住宅としての利用後に公営住宅やそのほかの用途に活用できるように、改修をあらかじめ検討しておく必要がある。
- ・2年間の仮設住宅の利用後、市町の公的として活用を前提とする場合、建築デザインなどに工夫がほしい。現在のものはやはり既存の集落とはかなり異質の町並みとなっている。なお、震災復興の災害公営住宅として、すでに新潟県長岡市山古志で木造の実績がある。

■ 住まいの復興

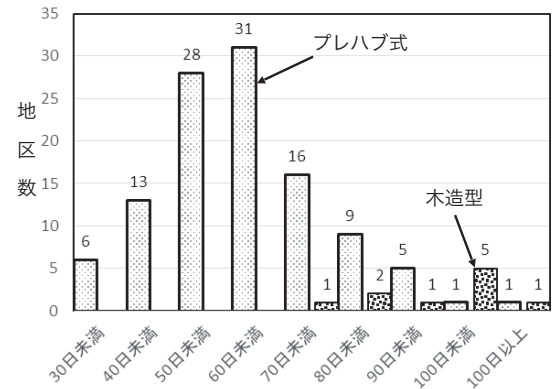
住まいの復興には、建物の被災状況に対応して検討していく必要がある。全壊の場合には解体して跡地に建て替えることを検討せざるを得ないと思われる。その場合、報告5(7月号)の「新・能登ふるさと住宅」を提案し、経済的支援も行うようにしてほしい。また、国の街並み環境整備事業の積極的適用の検討も必要である。

半壊などの場合は、修復による既存建築物の再利用をまず検討するように奨励してほしい。そのためには、建築士の検討段階での助言が必要である。すでに、石川県建築士会が被災建物の相談会を実施しており、また、輪島市黒島重伝建地区で有志の建築士が被災建物の改修を支援する活動を行っているが、今後も、被災地に広範で持続的な支援を行ってほしい。そのためには、行政によるサポートが必要である。

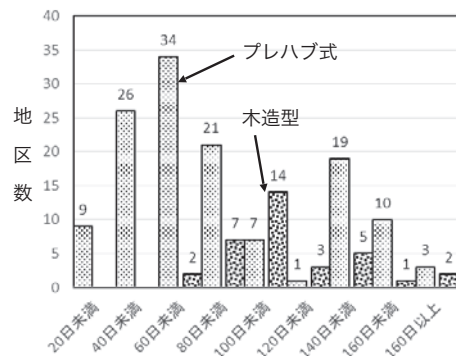
また、農山村的な集落の場合は、とくに既存コミュニティの維持も大切な視点である。国の防災集団移転促進事業の適用は有効な方法であるが、本事業は自力再建可能な世帯を対象とするものであるため、ほかの災害公営住宅や高齢者福祉施設の整備などと合わせて検討していく必要がある。これらの検討は住民主体または住民参加を進めていくことになるが、検討段階から市町スタッフとともに伴走的に支援する専門的な支援者がぜひ必要である。



【写真3】木造型(輪島市南志見の里町第2団地)



【図1】応急仮設住宅の建設開始までの日数(2024年7月2日時点)\*3



【図2】応急仮設住宅の建設工事日数(2024年7月2日時点)\*3

2024年7月2日時点

	地区数	従来型 <sup>※1</sup>	木造型 <sup>※2</sup>	計	完成	建設中
七尾市	16	575	0	575	433	142
輪島市	52	1,795	1,102	2,897	2,282	615
珠洲市	40	1,270	265	1,535	997	538
羽咋市	2	67	0	67	67	0
内灘町	5	75	0	75	75	0
志賀町	11	235	158	393	194	199
中能登町	2	20	0	20	20	0
穴水町	20	499	33	532	481	51
能登町	16	548	0	548	488	60
計	164	5,084	1,558	6,642	5,037	1,605

※1 従来型にはプレハブ式と移動式がある。

※2 「木造型」のうち、穴水町1地区6戸のみが「ふるさと回帰型」で他はすべて「まちづくり型」

【表1】応急仮設住宅の建設状況\*2

注

- \*1…トレーラーハウスとムービングハウスがある
- \*2…石川県資料より作成 「まちづくり型」は長屋建であり、「ふるさと型」は戸建であるが、利用形態に差異はない
- \*3…石川県資料より作成

参考文献

- ❖1…内閣府政策統括官(防災担当)、災害対策救助法の概要(令和5年6月版)
- ❖2…洲上貴代他、平成28年熊本地震における木造仮設住宅の転用に関する研究 その2、都市・建築学研究 九州大学大学院人間環境学研究院紀要 第39号、2021年1月
- ❖3…国土交通省、応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ、2012年5月